

第 233 号

(今あることに感謝をし、誠の心を持って行動する)

## きゃっちぼーる

前田勝昭公認会計士事務所

名古屋市中区金山 1-15-10 三井生命ビル 8 F

052 (332) 6086 Fax 052 (332) 6096

平成 22 年 11 月 10 日

<http://www.maeda-cpa.com/>

### 前田の ちょっと経営を考えよう 第 232 回

車の補助金も終了し、10月の車の販売量も大幅に減少しました。またトヨタをはじめ車産業の業績は円高を含め非常に悪化しています。これは政府の方針や対策が中途半端なことも影響しております。また政府にインテリジェンス(情報力)がない最悪の国日本ですので、ロシアや中国にもいいようにあしらわれています。情けないですね!!

しかし我々もこれを教訓にして経営、商いにもインテリジェンスを深めていかなければなりませんね。

- 例えば (イ) お客様の当社に対する思い、要求、欲しい商品、直して欲しい部分  
(ロ) 政府の中小企業に対する対策方針、研究開発方針、介護事業方針、補助金の方針 etc 新事業のネタが満杯です  
(ハ) 金融機関の資金融資方針、要求される資料  
(ニ) 労働市場の情報  
(ホ) etc

やはり、情報力を持ち、入手し、上手に分析し、そしてうまく使いこなす(これが真のインテリジェンスです)ことが我々に必要とされる経営力のひとつですね。

がんばってください

### 前田の《今人生を語る》第 137 回

めざめよ日本人<sup>60</sup>

最近私は政府に対して「ネット」で文句を言っています。

外国人参政権問題、中国問題、ロシア問題、税制問題、赤い官房長官と売国利権、etc。

我々日本人が今こそ闘う精神を持たないと、日本がこれからどうなってしまうのか? 不安でたまりませんから!!

皆様も自分の思うところを政府に対してぶつけましょう。

## 〔相続税・贈与税における財産評価〕

松村英治

- 2 相続税(贈与税)における課税価格となる財産の評価は、時価といわれています。ただし、時価といっても様々な価額が存在していて、どれをもって時価とするのか、問題となるケースが多いので、
- 2 そこで、相続税(贈与税)においては、財産評価基本通達というものを定めて、この規定に従って試算した評価額をもって時価として取り扱うこととしています。
- そこで、今回は、非上場株式(取引相場のない株式)の評価について、ご説明をしていきたいと思えます。

### 【取引相場のない株式の評価】

○ 取引相場のない株式は、相続や贈与などで株式を取得した株式がその株式を発行した会社の経営支配力を持っている同族株主か、それ以外の株主等かの区分により、それぞれ原則的評価方法又は、特例的な評価方法の配当還元方式により評価します

#### 1 原則的評価方式

原則的評価方式は、評価する株式を発行した会社を従業員数、総資産価額及び売上高により大会社、中会社又は小会社のいずれかに区分して、原則として次のような方法で評価する

#### (a) 大会社

大会社は原則として、類似業種比準方式により評価する。

類似業種方式は、類似業種の株価を基に、評価する会社の1株当たりの配当金額、利益金額及び純資産価額の三つで比準して評価する方法

#### (b) 小会社

小会社は原則として、純資産価額方式によって評価する。

純資産価額方式は、会社の総資産や負債を、原則として相続税の評価額に洗い替えて、その評価した総資産の価額から負債や評価差額に対する法人税等相当額を差し引いた残りの金額により評価する。

#### (c) 中会社

中会社は大会社と小会社の評価方法を併用して評価する。

と、このように少数株主が取得した場合と、同族株主が取得した場合とでは、それぞれ評価額が異なってきます。

このような点を無視して、株の売買や贈与を行うと後から贈与税が課されるケースも生じますので、株の売買・贈与を行う際には事前にご相談下さい。